

見附福社会行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年 4月 1日～平成34年 3月31日までの 5年間
2. 内容

目標 : 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
--

<対策>

- 平成29・30年度 対象職員へのアンケート結果をまとめ、現状を把握し今後のあり方を検討する。
- 平成31年度 相談窓口の整備に労働状況のアンケート調査結果を勘案し、衛生管理者の役割の拡充を図る。
- 平成32・33年度 母性健康管理制度に関する情報提供を対象職員とともに管理職にも行い配慮への理解を求める。